「令和９年度岐阜県医療的ケア児等支援センターみらい運営事業委託」
プロポーザル 募集要項

令和８年１１月２４日

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

「令和９年度岐阜県医療的ケア児等支援センターみらい運営事業委託」プロポーザル募集要項

本業務は、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第 81 号）」（以下「法」という。）第 14 条第１項の規定に基づき設置する「岐阜県医療的ケア児等支援センターみらい」（以下「支援センター」という。）の運営に関する事業を実施するものです。

県内に１箇所設置する支援センターは、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族（以下「支援対象者」という。）の日常生活・社会生活を切れ目なく支援していくため、県内全圏域の支援対象者や訪問看護ステーション、特別支援学校などの関係機関等からの相談に応じ、的確なアドバイスや技術指導に加え、医療、福祉、教育等関係者による個別支援会議等へ参画するほか、家族間の情報共有のためのネットワークづくり等を推進します。

本業務の実施にあたり、県内全圏域の支援対象者や関係機関等への支援等をより効果的に行うための提案を募集します。

留意事項

本業務委託に係る予算は、岐阜県令和９年度当初予算の成立を前提としており、成立しない場合は、本委託業務は実施しませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は最優秀提案者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第１　募集の内容

１　委託業務名

令和９年度岐阜県医療的ケア児等支援センターみらい運営事業委託

２　委託業務内容

別紙「岐阜県医療的ケア児等支援センターみらい運営事業委託仕様書」のとおり

３　委託業務期間

契約締結日から令和１０年３月３１日まで

４　委託費の上限

上限額：１６，０２７，８４５円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※委託費の上限額を超える見積額の提案は、失格とします。

第２　プロポーザルに係る事項

１　参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効率的かつ効果的に実施できる社会福祉法人その他の法人であって、次の①から⑪までのすべての要件を満たしていることが必要です。

①岐阜県内に事業所を有していること。

②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

③役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

④次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法 174 条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑥評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。

⑦岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこと。

⑧岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

⑩プロポーザル参加申込の日において、県税等の公租公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。

⑪支援対象者や支援対象者に支援を行う関係機関等へ継続した支援を提供する必要があるため、知事の指定を受け、本業務を受託するとともに、次年度以降も継続して受託する意向があること。

２　企画提案書の作成

事業の企画を、企画提案書（様式２）に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格Ａ４型（一部Ａ３型資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

３　プロポーザルの手続等

（１）スケジュール

項　目	日　程
①　募集要項等の公表・配布	令和８年１１月２４日（火）～１２月１５日（火）
②　募集要項等に関する質問受付	令和８年１１月２４日（火）～１２月１１日（金）
③　プロポーザル参加申込受付	令和８年１１月２４日（火）～１２月１５日（火）
④　企画提案書の受付	令和８年１１月２４日（火）～ 令和９年１月７日（木）
⑤　プロポーザル評価会議	令和９年１月下旬（予定）

⑥ 評価会議結果の通知・公表	令和９年２月上旬（予定）

（２）募集要項等の公表・配布

①配布日時　**令和８年１１月２４日（火）～ 令和８年１２月１５日（火）まで**
午前８時３０分～午後５時１５分（土日祝日を除く）

②配布場所　募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下に掲示します。
「トップ　＞県政情報　＞入札・公売　＞公募型プロポーザル」
https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1
※紙媒体での配布を希望の場合は、以下にお越しください。

〔配布場所〕岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係
（〒500-8570　岐阜市薮田南２丁目１番１号　岐阜県庁１５階）

（３）説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

①説明会の開催
説明会は開催しません。

②質問書受付期間
令和８年１１月２４日（火）～ 令和８年１２月１１日（金）午後５時１５分まで

③質問書提出方法
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添１）を医療福祉連携推進課あてに電子メールにファイル（ファイル形式は、ワード文書ファイルとしてください。）を添付し提出してください。
※電子メールにより提出できない場合は、郵送またはＦＡＸで提出願います。提出後は、「**第７　問い合わせ先及び各種書類の提出先**」に提出物が届いているか電話で確認してください。

④回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページにて公表します。
「トップ　＞県政情報　＞入札・公売　＞公募型プロポーザル」
https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

（４）プロポーザル参加申込書の提出方法

①受付期間
令和８年１１月２４日（火）～ 令和８年１２月１５日（火）（閉庁日を除く）
午前８時３０分～午後５時１５分まで

②提出方法
参加希望者は、参加申込書（様式１）を医療福祉連携推進課まで**持参又は郵送に**より提出してください。
郵送の場合も、**令和８年１２月１５日（火）午後５時１５分必着**となります。
また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

（５）企画提案書等の受付

①受付期間

令和８年１１月２４日（火）～ 令和９年１月７日（木）（閉庁日を除く）

午前８時３０分～午後５時１５分まで

②提出書類

(1) 企画提案書（様式２）（鑑）

(2) 事業企画書（様式３）

※事業企画書は様式３により作成し、Ａ４縦で 20 ページ以内（参考資料等含む。）としてください。文字サイズは 12 ポイント以上、見やすい行間を調整し、ページ番号を振ってください。提出に当たっては、添付書類等を含め片面印刷としてください。

※事業企画書作成に当たっては、委託業務仕様書に基づいて提案してください。

(3) 見積書（様式４）

(4) 法人等に関する書類

（ア）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から３０日以内のもの）

（イ）法人等概要書（様式５）

(5) 社会的課題への取組に関する自己チェック表（様式６）

(6) 誓約書（様式７）

(7) その他企画提案内容の説明に必要な資料

③提出部数

８部（原本１部、副本７部）

④　提出方法

医療福祉連携推進課まで持参又は郵送にて提出してください。

郵便の場合も、**令和９年１月７日（木）午後５時１５分必着**となります。

また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

（６）プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、当該提出書類を提出した法人等が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書を提出してはいけません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤返却等

提出書類は、いかなる場合であっても返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、辞退届（様式自由）を医療福祉連携推進課に持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用（本業務の実施に要する全ての経費）の見込額とします。

②消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

②見積もりにあたっては、以下の点に留意してください。

・見積費用は、人件費、旅費、印刷費、発送費、消耗品費等について記載してください。

・一般管理費は、人件費及び事業費の合計額の１０％以内としてください。

（８）プロポーザル関係書類の送付先

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係

（〒500-8570　岐阜市薮田南２丁目１番１号　岐阜県庁１５階）

第３　評価に係る事項

１　評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「令和９年度岐阜県医療的ケア児等支援センターみらい運営事業委託」プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目（別添２）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、選定します。

２　評価会議

（１）開催日時

令和９年１月下旬（予定）

（２）開催場所

岐阜県庁舎内会議室（予定）

（３）企画提案の所要時間

・プレゼンテーション　２０分以内

・評価会議構成員からの質疑　２０分程度

（４）注意事項

・各提案者への正式なプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途通知します。

・各参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することができません。

・参加人数は４名以内としてください。

・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。また、評価会議に出席しなかった場合、企画提案書は無効とします。

・プレゼンテーション当日、新規に資料を追加することはできません。

・パソコン、プロジェクター等の機材は使用することができません。企画提案書受付期間中に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。

３　評価項目及び評価内容

別添２のとおり。

４　最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

県が別に定める「令和９年度岐阜県医療的ケア児等支援センターみらい運営事業委託」プロポーザル評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 評価会議各構成員の持ち点（１００点）を合算した値（満点）の６割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。

イ 順位点として、１位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が５者であれば５点。）、２位以下には順に１点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とします。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として選定します。

オ 提案者が１者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点（６割）を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、又は提案者がない場合は、再度公募を実施します。

５　選定結果の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称、評価点

②全提案者の名称（申込順）
③全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は非公表。）
④最優秀提案者の選定理由
⑤評価会議構成員の氏名
⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
なお、提案者が２者の場合は、③は公表しません。

第４　契約の締結

１　仕様書の協議

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

２　その他

（１）契約候補者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

（２）契約候補者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は、同期間内に同要領別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

（３）委託契約に当たっては、法第 14 条第１項の規定により指定を行います。そのため、契約候補者は、岐阜県に対し、医療的ケア児等支援センターの指定に係る申請書を提出するものとします。申請書の様式、添付書類及び提出時期等は別途通知します。

（４）契約保証金は、岐阜県会計規則第 114 条第２号に定める要件の一に該当するときは、免除します。

（５）契約候補者は契約に際し、電子契約による契約締結を希望する場合は、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書（様式８）」を提出してください。

（６）指定時期及び事業の開始は、令和９年４月１日を予定しています。

第５　業務の適正な実施に関する事項

１ 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施に当たっては、関係法令を遵守してください。

２　業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

３　個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

４　情報セキュリティに関する対応

受託者は、本委託業務の実施に当たり、仕様書添付の別記２「情報セキュリティに関する特記事項」に記載の事項を遵守してください。

５　守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第６　業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

１　受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

２　その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第７　問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570　岐阜市薮田南２丁目１番１号（県庁１５階）
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係
ＴＥＬ：０５８－２７２－１１１１（内線３２８２）／ＦＡＸ：０５８－２７８－２８７１
電子メールアドレス：c11230@pref.gifu.lg.jp

別添１

年　　月　　日

岐阜県健康福祉部
　　医療福祉連携推進課長　行

募　集　要　項　等　に　関　す　る　質　問　書

「令和９年度岐阜県医療的ケア児等支援センターみらい運営事業委託」プロポーザル募集要項等について、質問事項がありますので提出します。

法 人 名称：
所　在　地：
担 当 者名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：
電子メール：

質問項目	（募集要項・仕様書の別　項目　ページ数等） ●
内容	●

（注意）質問事項は、**当様式１枚につき１問**とし、**簡潔に**記載してください。

提出先　岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係
ＦＡＸ　０５８－２７８－２８７１
E-mail　c11230@pref.gifu.lg.jp

別添２

「令和９年度岐阜県医療的ケア児等支援センターみらい運営事業委託」プロポーザル評価基準

（評価項目及び評価内容）

１　評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【事業の実施体制・運営】（３０点）＋【事業の企画・実施】（６５点）＋

【社会的課題への取組み】（５点）＝【評価点】（１００点）

２　採点について

下記評価項目に基づき採点する。

なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点（６０点以上）以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
１　事業実施体制・運営（３０点）					
①事業実施能力（１０点） ・過去の実績や活動状況に鑑み、本業務の受託能力が認められ、知識、経験等を業務に反映することが見込めるか。 ・本業務の実施にあたり、県との協力体制が確立しているか。	10	8	6	4	2
②人員体制（１０点） ・業務を適正かつ確実に実施できる人員体制（職種・人数）が構築されているか。 ・事業実施に必要な能力・経験を有する職員の配置が計画されているか。	10	8	6	4	2
③業務の趣旨・目的の理解（１０点） ・仕様書に基づき、業務の趣旨・目的を正しく理解し、事業計画が作成されているか。	10	8	6	4	2

評価項目及び評価内容	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
２　事業の企画・実施（６５点） ※県内全圏域を対象とする計画作成がされているか、下記①～⑥で併せて評価する。					
①支援対象者等からの相談対応（２０点） ・相談対応の実施方法（来所・訪問等）が具体的に計画されているか。 ・相談内容に応じた助言、社会資源などの情報提供、支援機関等の紹介、関係機関との連絡調整などの支援について具体的な実施方法が計画されているか。	20	16	12	8	4
②情報収集・情報提供・人材育成等（１５点） ・支援対象者に関する情報収集や市町村への情報提供、助言、協力等の実施方法について具体的かつ効果的に計画されているか。 ・必要な職種への研修に関する企画案（関係機関等からのニーズの聞き取り方法や聞き取り先を含む）が具体的に計画されているか。	15	12	9	6	3
③関係機関等との連絡調整（１５点） ・圏域コーディネーターを中核とした支援体制の構築を図るための具体的で効果的な取組みが企画されているか。 ・退院前カンファレンスや個別支援会議への参加について具体的な実施方法が計画されているか。	15	12	9	6	3
④家族交流会の開催・ネットワークづくり（５点） ・各圏域で、多くの家族に参加してもらえるように、家族交流会の開催手法について工夫された企画となっているか。 ・ネットワーク構築に効果的な機関誌となるように工夫された企画が計画されているか。	5	4	3	2	1
⑤広報・啓発資料の作成（５点） ・ＨＰやリーフレットの作成等について、どんな情報を発信し、必要な情報をより広く発信できるような工夫は盛り込まれているか。	5	4	3	2	1
⑥事業費の妥当性（５点） ・事業費の積算は、提案内容と整合し、適切なものか。	5	4	3	2	1

評価項目及び評価内容	評価基準点
３　社会的課題への取組み（５点）	
①仕事と家庭の両立支援（最高３点）	該当する場合に加点（最高３点）
②障がい者の雇用（１点）	該当する場合に加点（最高１点）
③若者の育成（１点）	該当する場合に加点（最高１点）